

第5回憲法を考える県民の集い

憲法に「自衛隊を明記する」是か非か？ これからの日本の安全と安心を共に考えよう！

安倍総理の「自衛隊明記」発言で俄然本格化した憲法論議。あなたは憲法への「自衛隊明記」に賛成？それとも反対？

しかしその前に、北朝鮮による度重なる核開発や弾道ミサイルの発射実験。中国公船による尖閣諸島への執拗な領海侵犯。北朝鮮のミサイルが宮城県に飛んできたらどうするの？中国民兵が尖閣諸島に上陸したらどうなるの？日本の安全は本当に大丈夫なの？

日本の平和と安全を本気で考えてみませんか。そして、憲法への「自衛隊明記」が本当に必要か必要でないか共に考えてみましょう。今、時の人。話題のキーマンお二人にお越し頂き“核心の話”を伺います。皆様ぜひご参加ください。

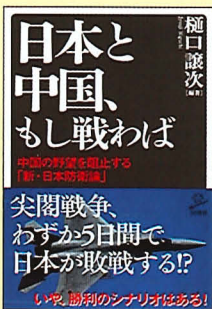
軍事のスペシャリスト

元陸上自衛官・陸将
用田和仁(もちだかずひと)氏



- ・昭和27年福岡県生まれ。
- ・防衛大学校第19期生
陸上自衛隊隊幹部学
米国防軍戦略大学留学
- ・自衛隊第72戦車連隊長
自衛隊東京地方連絡部長
統合幕僚監部運用部長
第7師団長
西部方面総監(最終補職)
退職時の階級は「陸将」
- ・三菱重工業(株)顧問
日本安全保障戦略研究所
上席研究員

『日本と中国、もし戦わば』



今年5/8にSB新書から出版。日中有事、尖閣戦争を見据え、中国の野望を阻止するための「新・日本防衛論」を執筆者の一人として展開。話題を集める。

尖閣有事に勝利のシナリオはあるのか！

政策のスペシャリスト

日本政策研究センター代表
伊藤哲夫(いとうてつお)氏



- ・昭和22年新潟県生まれ。
- ・新潟大学卒。国会議員政策スタッフを経て、昭和59年、日本政策研究センターを設立。所長を経て、平成20年より現職。
- ・政策立案・政策提言に携わるかたわら、日本政策研究センターのオピニオン誌『明日への選択』を中心に政治評論の執筆。および講演活動を展開。

『これがわれらの憲法改正提案だ』



今年5/3に日本政策研究センターから出版。安倍総理の憲法発言の発信源として、朝日新聞、毎日新聞、赤旗が揃って取り上げ話題を集める。

憲法改正のシナリオはあるのか！

■とき

9月9日(土) 午後1時40分～4時40分

■ところ

せんだいメディアテーク

7階・スタジオシアター

地下鉄南北線勾当台公園駅 徒歩6分

■参加費

一般1,000円・学生無料(学生証をご提示下さい)

■主催

宮城ビジョンの会 TEL022(285)3383(事務局)

■共催

宮城県隊友会

自民党宮城県連憲法改正推進本部

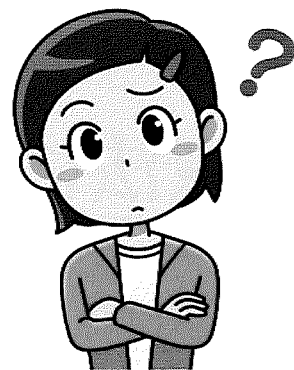
美しい日本の憲法をつくる宮城県民の会

■後援

産経新聞社東北総局



憲法に「自衛隊を明記する」ことによって 何が変わるの？



異常事態が無くなります！

異常事態・その1

今の憲法には自衛隊の存在が明記されていません。第9条2項には「戦力の不保持」「交戦権の否認」だけが書かれています。そのために、自衛隊は政府解釈で軍隊ではなく「自衛のための必要最小限の実力組織」とされているのです。つまり、法的には自衛隊は軍隊でもなく警察でもない、極めて曖昧な存在になっているということです。だから、国民の9割以上が自衛隊の存在を支持しているのに、憲法学者の6割以上が自衛隊を憲法違反とする異常事態が起きています。

★自衛隊の存在を憲法に明記することによって自衛隊の「法的根拠」が明確になります。

異常事態・その2

駒澤大学名誉教授、西修先生が世界の189カ国の憲法を調べたところ、159カ国(84%)の憲法に「国際紛争の平和的解決」や「侵略戦争の否認」などの平和条項が設定されていることが分かりました。と同時に、世界各国の憲法には、「平和条項」と共に「国防条項」が明記されているのです。平和条項と国防条項がセットであることは憲法の国際標準となっています。平和を維持するために、軍隊などの安全保障装置を憲法に規定することは世界の憲法では当たり前のことなのです。

★自衛隊の存在を憲法に明記することによって日本の憲法も「国際標準」となります。

異常事態・その3

自衛隊を憲法違反とする立場から、これまでも「恵庭(えにわ)事件訴訟」、「長沼ナイキ基地訴訟」、「百里基地訴訟」など、自衛隊を憲法違反として訴える裁判が起きています。

・恵庭(えにわ)事件訴訟

1962年(昭和37)北海道石狩支庁恵庭町の陸上自衛隊島松演習場そばの牧場経営者が、演習に伴う騒音に抗議し、通信連絡線を切断した刑事事件。自衛隊法第121条違反に問われたが、自衛隊法が日本国憲法第9条に照らし合わせて合憲か違憲かが争点となった裁判。

・長沼ナイキ基地訴訟

1969年(昭和44)北海道夕張郡長沼町に航空自衛隊の「ナイキ地対空ミサイル基地」を建設するため、農林大臣が森林法に基づき国有保安林の指定を解除。これに対し、反対住民が基地に公益性はなく「自衛隊は違憲、保安林解除は違法」と主張して処分の取り消しを求めて訴訟を起こした。自衛隊の合憲性が問われた裁判。

・百里基地訴訟

1977年(昭和52)茨城県小川町(現小美玉市)に航空自衛隊の百里基地を設置する際、基地建設予定地を所有していた住民が、建設反対派の住民に売った土地の契約を解除して防衛庁(現防衛省)に土地を売った。このことで土地所有権の帰属に関連し、自衛隊の合憲性が争点となった裁判。

★自衛隊の存在を憲法に明記することによってこれらの「自衛隊違憲訴訟」は無くなります。

異常事態・その4

昨年6/26のNHK番組で共産党の藤野保史政策委員長(当時)が、防衛予算を「人殺し予算」と発言し問題となりました(後日撤回)。実は地方議会でも共産党議員が自衛隊を誹謗中傷しています。昨年3/17の西東京市議会で保谷清子市議が「(自衛官は)戦場に行って人を殺し殺されるという役割を担っている人たちだ」と発言。一昨年12/18の埼玉県上尾市議会では平田通子市議が「(陸上自衛隊工科学校は)人を殺す練習をしている学校」と発言(後日撤回)。今年3/9宮古島の石嶺香織市議が自身のフェイスブックに「(米海兵隊から訓練を受けた)陸上自衛隊が宮古島に来たら、米軍が来なくても絶対に婦女暴行事件が起こる」と投稿しました(後日撤回)。これらは最近2年ほどの間に起こった事例であり議事録などで確認できるものに限ったケースです。このように、自衛隊は憲法に明記されていないが故に、国会議員や地方議員からも言われ無き誹謗中傷を受けているのです。

★自衛隊の存在を憲法に明記することによって言われ無き「誹謗中傷」はできなくなります。

異常事態・その5

子供達が学んでいる中学校の公民教科書には自衛隊がどのように書かれていますか？宮城県は100%東京書籍ですが、そこには「政府は、(主権国家には自衛権があり)憲法は『自衛のための必要最小限の実力』を持つことは禁止していないと説明しています。一方で、自衛隊は憲法第九条の考え方に反しているのではないかと意見もあります」と両論併記しています。公民教科書会社7社の内実に6社が自衛隊を両論併記しているのです。こんな曖昧な存在として学んだ子供達が、自衛隊を日本に必要な存在と思うのでしょうか？

★自衛隊の存在を憲法に明記することによって教科書への「両論併記」が無くなります。

